

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する規則

平成4年9月14日

規則第1号

改正 平成18年1月23日規則第1号

平成20年3月31日規則第3号

平成23年9月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)及び匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 育児休業法に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は、含まれないものとする。

(条例第2条の2の匝瑳市の規則で定める期間を考慮して匝瑳市ほか二町環境衛生組合規則で定める期間)

第3条 条例第2条の2の匝瑳市の規則で定める期間を考慮して匝瑳市ほか二町環境衛生組合規則で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法の承認の請求手続)

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(別記様式第1号)により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業等計画書)

第5条 条例第3条第4号に規定する当該子を養育するための計画については、育児休業等計画書(別記様式第2号)により任命権者に申し出るものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第6条 第4条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業をしている職員が保有する職)

第7条 育児休業をしている職員は、育児休業の承認を受けた時占めていた職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

(養育状況変更届)

第8条 育児休業をしている職員は、次の各号のいずれかに該当した場合には、遅滞なくその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 条例第5条に規定する事由が生じた場合

2 前項の届出は、養育状況変更届(別記様式第3号)により行うものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(職務復帰)

第9条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務に復帰した日後における最初の昇給日)

第10条 条例第7条に規定する規則で定める日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和46年規則第1号)第2条において準用する匝瑳市職員の初任給、

昇格及び昇給等の基準に関する規則(平成 18 年匝瑳市規則第 51 号)第 20 条に規定する昇給日とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第 11 条 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書(別記様式第5号)により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第 12 条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(別記様式第4号)により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(準用規定)

第 13 条 第8条の規定は、育児短時間勤務及び部分休業について準用する。

(辞令の交付)

第 14 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 育児休業等を承認する場合
- (2) 育児休業等の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業等の承認を取り消す場合

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、職員の育児休業等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(育児休業給の支給方法)

2 育児休業給は、給料の支給方法に準じて支給する。

附 則(平成 18 年1月 23 日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年3月 31 日規則第3号)

この規則は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年9月1日規則第 号)

1 この規則は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する規則の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記

様式第1号 (第4条関係)

育 児 休 業 承 認 請 求 書

年 月 日

匝瑳市ほか二町環境衛生組合

管理者

あて

所属

職・氏名

㊞

職員番号

下記のとおり 育 児 休 業 の 承 認
育児休業の期間の延長 を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日
2 請求の内容	☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長 ☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長 ※再度の育児休業又は育児休業期間の延長が必要な事情を記入 ()	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 備 考		

備考

- この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に出産休暇(匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年匝瑳市規則第46号)第15条第1項第12号に掲げる事由に該当する場合の休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には、レ印を記入すること。

育 児 休 業 等 計 画 書

年 月 日

匝瑳市ほか二町環境衛生組合
管理者

あて

所属

職・氏名

㊦

職員番号

私は、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり届出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届出します。

記

1 請 求 の 別	☐ 育児休業 ☐ 育児短時間勤務		
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備 考			

備 考

- この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後、遅滞なく）届け出ること。
- 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入する。
- 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 変更の届出の場合は、1 から 4 までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
- 該当する□にはレ印を記入すること。

養育狀況變更届

年 月 日

匝瑳市ほか二町環境衛生組合
 管理者

あて

所属
職・氏名
職員番号



業 休 児 育

下記のとおり 育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出します。

部 分 休 業

記

1 届出の事由

- ☐ 育児休業等に係る子を養育しなくなった
- ☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ 託児できるようになった
- ☐ その他()
- ☐ 育児休業等に係る子が死亡した
- ☐ 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)
- ☐ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- ☐ その他()

2 発生日 年 月 日

備考 該当する□にはレ印を記入すること。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

匝瑳市ほか二町環境衛生組合
管理者

あて

所属

職・氏名

㊟

職員番号

下記のとおり 育児短時間勤務の承認を請求します。
育児短時間勤務の期間の延長

記

1 請求 に係る子	氏 名					
	続 柄					
	生 年 月 日		年 月 日			
2 請求 の内容	☐ 育児短時間勤務の承認 ☐ 育児短時間勤務の期間の延長					
	☐ 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入) ()					
3 請求 期間	年 月 日から 年 月 日まで					
4 勤務 の形態	一 般 職 員		☐ 週20時間勤務(月～金において週5日、1日4時間勤務) ☐ 週25時間勤務(月～金において週5日、1日5時間勤務) ☐ 週24時間勤務(月～金において週3日、1日8時間勤務) ☐ 週25時間勤務(月～金において週3日、うち2日は8時間勤務、うち1日は4時間勤務)			
	交 替 制 等 勤 務 職 員		☐ 4週間ごと ☐ 4週間を超えない期間()につき1週間 当たり ☐ 週 20 時間勤務 ☐ 週 24 時間勤務 ☐ 週 25 時間勤務			
勤務の日及 び時間帯	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分		
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分		
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分		
5 既に育 児短時間勤務 をした期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	年 月 日から 年 月 日まで					
6 備 考						

備考

- この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等、当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏

名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

5 該当する口には、レ印を記入すること。

(表)

部分休業承認請求書

年 月 日

匝瑳市ほか二町環境衛生組合
管理者

あて

所属
職・氏名
職員番号

㊞

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生 年 月 日	年 月 日			
2 請求期間及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
3 備 考					

備考

- この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 該当する□にはレ印を記入すること。

(裏)

日付	部分休業の承認を取り消された時間				時間数	請求者印	所属長印	備考
	午	前	午	後				
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			